

大阪市告示第399号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場、臨時休場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年3月26日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和7年4月7日（月）	午前9時から 午後9時まで
	令和7年4月14日（月）	
	令和7年4月21日（月）	
	令和7年4月28日（月）	

2 臨時休場

施設名	年 月 日
鶴見緑地球技場	令和7年4月8日（火）

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和7年4月9日（水）	午後1時から 午後9時まで
鶴見緑地運動場	令和7年4月1日（火）から 同月30日（水）まで	午前7時から 午後5時まで
鶴見緑地庭球場	令和7年4月1日（火）	午前9時から 午後10時まで
	令和7年4月4日（金）	
	令和7年4月8日（火）	
	令和7年4月11日（金）	
	令和7年4月22日（火）	

	令和 7 年 4 月 25 日（金）	
	令和 7 年 4 月 29 日（火）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）